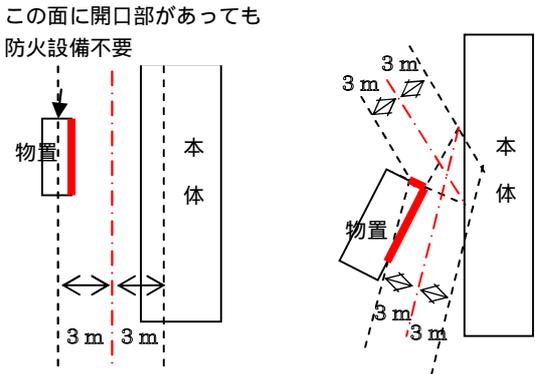


No	頁	質問	回答
1	3	<p>小規模な物置の開口部については防火設備を設けることとされているが、建築物相互の中心線から 3 m 以内にある側面の開口部にも防火設備の設置が必要か。</p>	<p>延焼のおそれのある部分(3 m の範囲)にある開口部のうち、本体に面する部分(下図の <span style="color: red;">■</span> に当たる部分)にある開口部を防火設備にすればよい。よって側面部分の開口部は防火設備にする必要はない(下図)。</p> <p>なお、小規模な物置の外壁面が本体に平行でない場合、本体に面する部分は、下図のとおりとする。</p> 
2	3	<p>延焼のおそれのある部分の範囲が耐火構造の壁で、その範囲に設ける開口部を特定防火設備とした附属建築物は、法 2 条第六号ただし書きの「その他これらに類するもの」として取り扱うことができるか。</p>	<p>「その他これらに類するもの」として取り扱うことはできない。</p>
3	14	<p>防火設備の構造方法を定めている平成 12 年建告第 1360 号及び平成 12 年建告第 1369 号に例示されている防火設備に、木等の可燃物を張ることは可能か。</p>	<p>できない。</p>
4	47	<p>令第 121 条第 3 項ただし書きを共同住宅の住戸に適用する場合、1 つの住戸全体を 1 つの居室として見なして避難上有効なバルコニー等を設置すればよいか。</p>	<p>1 つの住戸全体を 1 つの居室として見なすことができるものとする。</p>
5	100	<p>のただし書きに記載がある要件を備えた自動車の車路を兼ねる通路は、敷地内通路として取り扱ってよいか。</p>	<p>火災時に、自動車が駐車されていることがなく、また自動車の出入りもないなど、避難上支障のない場合については、敷地内通路として取り扱うことができる。</p>

<p>6</p>	<p>100</p>	<p>のただし書きの要件を満たす敷地内通路沿いに、下図のように外壁側又は隣地境界線側に屋根のないラック式自転車置場を設けることは可能か。</p>	<p>下図のようにピロティーを利用して屋根のない自転車置場を設けることは可能である。なお、隣地側のラック式自転車置場を複数段積層するなど、「外気に十分開放されている」ことを満たさない場合は設けることはできない。</p>
<p>7</p>	<p>169 No4</p>	<p>1 室空間を、スチール棚によって 2 室に分けた場合（スチール棚の上部は垂壁等無しオープン）、1 室とみなして避難安全検証法を検証するのか、それともそれぞれ別室をみなし避難安全検証法を検証するのか。</p>	<p>2 室の在室者の火災の覚知に差が生じず同時に避難行動でき、かつ煙性状が一体である場合は、1 室として扱うことができる。</p>
<p>8</p>	<p>その他</p>	<p>施行令第126条の4第二号の「・・・寄宿舎の寝室その他これらに類する居室」について、老人ホームの寝室を「その他これらに類する居室」とみなして、非常用の照明装置を設置しなくてもよいか。</p>	<p>貴見の通り、設置しなくてもよい。</p>
<p>9</p>	<p>その他</p>	<p>避難階の上階に採光上の無窓居室がある場合において、避難階における屋外への出口の一に至る距離（令第 125 条第 1 項）は、以下の、のいずれの考え方によればよいか。 上階と同様、採光上の無窓居室がある場合の距離とする。 上階の居室の種類にかかわらず、避難階の居室の種類に応じた距離とする。</p>	<p>のとおり、避難階における屋外への出口の一に至る距離は、避難階の居室の種類に応じた距離とする。</p>